

# 暮らし

令和3年2月1日より、内線番号が3ケタから4ケタへ変更となります。市民の皆さまへはお手数をおかけしますが、改めてお問い合わせをお願いいたします。

## 家庭ごみの正しい分け方・出し方

問 環境対策課 ☎893-4140

無料回収

「資源ごみ」「有害ごみ」

(注意事項) ・祝日も収集しています。(ただし、日曜、1月1日～3日は休みます。) ・災害(台風)などで、ごみ収集ができない場合があります。台風の時はごみを出さないでください。

### 資源ごみ(草木、かん、びん、ペットボトル、紙)

#### ■ 草木

※草木以外は入れないでください。一世帯で出せる量は6袋(束)までです。



#### 出す場所

※通常の家庭ごみを出す場所です。空き地やお墓などの前は収集できません。



#### ■ かん、びん、ペットボトル

※透明袋または半透明袋に入れて、口は必ずしばって出してください。



#### ○正しい出し方

- 種類ごとに分けて出してください。
- びん、ペットボトルはキャップを必ずはずしてください。
- かん、びん、ペットボトルは中を軽くすすいでください。
- ペットボトルはできるだけつぶしてください。
- ペットボトルはラベルをはがしてください。

#### ■ 紙

※種類別にひもでしばってください。できるだけ紙ひもを使いましょう。



#### 雑がみ

学校のプリント類、お菓子の空き箱、厚紙、封筒、包装紙、ティッシュ箱(ビニール部分を取る)、紙袋類など。

#### 資源化できないもの

窓(セロハン)のついた封筒、ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工品、防水加工紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、油紙、写真、感熱紙(ファックス用紙)

※紙は雨の日は出さないでください!



#### 有害ごみ

(アルカリ・マンガン電池、蛍光灯、水銀体温計、ライターなど)

※種類別に透明袋に入れてください。



### 浄化槽汚泥やし尿(トイレの汚水)の汲み取り

問 環境対策課 ☎893-4411 (内線452~455)

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する施設で、微生物が活動しやすい環境を保つために定期的に保守点検、清掃および法定検査(年1回)を行うことが浄化槽法で義務付けられています。また、し尿(トイレからの汚水)のみの場合も、溜めてしまうと臭い等で付近住民に迷惑をかけてしまうこととなります。定期的な汲み取りを行いましょう。し尿の汲み取りは、下記の市の許可業者に依頼してください。

- (有)照山環境(野膏在) ☎893-8090
- 大山衛生社(大山在) ☎897-3925

有料回収

「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」

(注意事項) ・「指定ゴミ袋」、または「宜野湾市粗大ごみ処理券」の購入が必要になります。 ・祝日でも収集しています。(ただし、日曜、1月1日～3日は休みます。) ・災害(台風)などで、ごみ収集ができない場合があります。台風の際はごみを出さないください。 ・一世帯で出せる量は6袋までです。

燃やすごみ

(プラスチック、ゴム、皮革、生ごみ、油、紙おむつ、布きれ、紙くず他)

- ・指定ゴミ袋で、口は必ずしばってから出してください。
- ・油は紙パックなどに新聞紙を詰めて染み込ませてください。
- ・ホースは50cm未満に切ってください。



燃やさないごみ

(金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型家電製品、その他)

- ・指定ゴミ袋で、口は必ずしばってから出してください。
- ・割れ物などケガをする恐れのあるものは、厚紙で包んで「割れ物注意」と表示してください。



粗大ごみ

(家具類、金属またはプラスチック製パイプ、角材や板切れ、ガスコンロ等、その他)

- ・家具類、金属またはプラスチック製パイプは「高さ」および「長さ」が2mまでのものに限りま。
- ・角材などは1m程度の長さで、かつ重さが20kg以内になるように束ねてください。
- ・指定ゴミ袋に入っても、収集車を破損させるおそれのあるものは粗大ごみとなります。



市では収集しないごみ

(一時多量ごみ、事業系一般廃棄物)

①一時多量ごみ…引越しや行事などで自宅から出される多量のごみ



・一時多量ごみ収集運搬業者 (資)照喜名衛生社 ☎892-2502

②事業系一般廃棄物…会社や飲食店などの事業活動によって発生するごみ

- ・教育施設、社会福祉施設、公共サービスなどの事業も含まれます。
- ・市が許可したごみ収集業者と契約し収集させてください。
- ※市が許可したごみ収集業者についてはお問い合わせください。

ごみ処理施設に搬入できないごみ

(産業廃棄物、適正処理困難一般廃棄物など)

・買ったところに引き取ってもらうか、専門の処理業者に処分させてください(有料)



暮らし

## 粗大ごみの出し方

**申込先**  
環境対策課粗大ごみ受付専用電話 ☎098-893-4140  
(受付時間) 平日午前8時30分～午後5時(正午から午後1時を除く)  
\*公平性を保つため、時間外の受付はできません。

**役所回収(申し込み制)**  
粗大ごみ処理券(300円)を1個につき1枚を貼って出す。  
※回収日は、申し込み時にお知らせします。ごみは、指定された回収日の前8時までに出してください。

**申込手順**

- ①出すものを確認する。
- ②電話をかける。  
(●住所 ●お名前 ●電話番号 ●出すごみの内容と大きさ、数量を伝えてください。)
- ③受付番号を粗大ごみ処理券または、指定ごみ袋に記載し、指定の日に出す。

※収集した粗大ごみは、リサイクル品として市民等へ提供する場合もありますので、ご了承ください。

## 家庭ごみの自己搬入

事前にゴミの種類と量を環境対策課へ伝える  
処理券をスーパー・コンビニで購入しごみに貼り付ける  
きょうんと分別し、役所・環境対策課へごみを搬入する  
環境対策課にてごみ搬入許可・申請を得る  
環境衛生施設組合へ運ぶ

**自己搬入の注意点**

- ①一時多量ごみ(引っ越しや、自家の清掃などで出る多量ごみ)は、自分で搬入してください。(業者の搬入は認められません。)
- ②自己搬入の際、搬入許可証が必要ですので事前に問い合わせてください。
- ③土・日・祝日は搬入できません。
- ④平日の搬入は、工場受け入れが午前8:30～11:30、午後1:00～4:30までとなっていますので、役所には午後3:30までにお越しください。

## 家電リサイクル(市では回収していません)

家電リサイクル法により、リサイクルが義務づけられています。粗大ごみとしては収集していません。

付属のリモコンも対象です  
●エアコン ●液晶テレビ・プラズマテレビ ●ブラウン管テレビ

●自分の方法  
※リサイクル料金はメーカーによって異なります。

**市民**

●冷蔵庫・冷凍庫 ●洗濯機 ●衣類乾燥機

下記指定取引場所へ自己搬入  
リサイクル料金を負担(郵便局で支払います)

小売店等へ収集運搬を依頼  
リサイクル料金と収集運搬料を負担

指定取引場所 拓南商事株 TEL098-934-8010 うるま市州崎8-2

●過去に購入した小売店または買い替えをする小売店に引き渡してください。

## パソコンリサイクル(市では回収していません)

**パソコンリサイクル法**  
資源有効利用促進法に基づいたパソコンリサイクルです。家庭で使わなくなったパソコンは購入したメーカーに申し込んで、回収料金を負担して廃棄の処理に持ち込むか、戸別回収を依頼します。

回収再資源化のしくみ

- ①申し込みます
- ②回収業者が回収に来ます
- ③回収業者が回収したパソコンをメーカーに持ち込みます
- ④メーカーが再資源化センターに送ります
- ⑤再資源化センターで再資源化します

●対象となる機器

- ノートパソコン
- CRTディスプレイ
- 液晶ディスプレイ

●ご購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)も一緒に回収します。マニュアル、CD-ROM、FDは含みません。

●プリンタ等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA(携帯情報端末)は対象となりません。

●自作パソコンの場合は、パソコン3R推進協会(TEL03-5262-7665)へお問い合わせください。

## 台風時のごみ収集について

台風の規模によっては、収集員の身の安全を考慮し、早めに収集をストップさせる場合がございます。お昼を過ぎても出したごみが残っている場合は、ご自宅に戻していただき、次の収集日に出すよう、ご協力をお願いいたします。

### ○お願い

台風が発生した場合は、市の防災無線放送や自治会の広報マイクにてごみ収集について事前に周知を行いますので、台風情報をこまめに確認し、耳を傾けてくださいますようお願いいたします。

台風接近時(強風時)にごみを出すのは大変危険です。強風による転倒事故・ごみの飛散による事故の誘発等の恐れがありますので、暴風警報が発令されていない場合でも次の収集日にごみを出すようご協力をお願いします。

台風により収集が行われなかった場合でも臨時の収集日は設けることができません。次回の収集日に出してくださいようご協力をお願いいたします。台風後はごみの排出が多くなるため、収集が遅れることがあります。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

**台風時のゴミ出し確認表**

台風発生

質問1 午前8時に路線バスは運行していますか?

はい → 通常通りごみ収集を行います

いいえ → ごみ収集は行いません(次に進んでください)

質問2 正午までに路線バスは運行していますか?

はい → 収集を行います

いいえ → 次回の収集日に出してください

粗大ごみにつきましては別途、申込者へご案内いたします。

## 水道

### 水道の使用について

### 水道を使用したいときは…

**問** 上下水道局業務サービス課業務管理係 ☎892-3352

引っ越し等により水道を新たに使用したいときには、必ず前日までに次のことを上下水道局業務サービス課業務管理係に連絡してください。

※平日のみの受け付けとなります。

- ①水道を使用する場所の住所
  - ②水道を使用する方の名前、電話番号
  - ③水道の使用を開始する日
  - ④水道料金の請求先・支払い方法(口座振替/納額告知書)
- ※請求先は、国内であれば、水道を使用する住所以外でも可能です。

### 水道料金の支払いは…

水道料金の支払い方法は次の2つです。

- ①口座振替
- ②納額告知書

※クレジットカードの取り扱いはありません。

#### ①口座振替によるお支払い

お申し込みは、ご利用になっている各金融機関、郵便局、または上下水道局窓口でできます。手続きには次のものがが必要です。

- 水道番号(検針のお知らせや領収書に表示されています。わからないときは業務サービス課にお問い合わせください。)
- 通帳、キャッシュカード等口座番号がわかるもの。
- 通帳印(お届け印)

#### ▶ 口座振替取扱金融機関

琉球銀行/沖縄銀行/沖縄海邦銀行/コザ信用金庫  
JA沖縄/沖縄労働金庫/ゆうちょ銀行

#### ②納額告知書によるお支払い

検針した月の月末に、上下水道局から納額告知書を郵送します。郵便局以外の各金融機関または近くのコンビニエンスストアで、指定期日までにお支払いください。

※水道料金の支払いを、家賃と一緒に不動産管理者へ支払いをする場合もあります。上下水道局から納額告知書の送付がない場合は、不動産管理者または大家さんに確認してください。

### 水道の使用をやめたいとき…

**問** 上下水道局業務サービス課業務管理係 ☎892-3352

引っ越し等のために現在お使いの水道の使用を中止する場合は、お早めに上下水道局業務サービス課業務管理係までご連絡ください。次の事項が必要です。

- ①水道の使用を中止する日
  - ②水道の使用を中止する場所の住所
  - ③移転先の住所等、連絡先
  - ④精算方法(口座振替/納額告知書送付/上下水道局で精算)
- ※水道使用を中止していなければ、使用量が「0m<sup>3</sup>」であっても基本料金が発生します。

水道使用中止の際は、上下水道局へご連絡下さい。

- 使用者の名義が変わる時
- 納付書の送付先が変わる時
- 所有者が変わる時
- 水道の用途が変わる時
- メーターの撤去
- メーターの臨時検針
- 連合専用料金(新規・変更・取消)の申請

※1個の水道局メーターから複数世帯へ給水しているアパート、マンションの所有者・管理会社及び2世帯住宅等は、水道料金の特例制度(連合専用制度)で料金が安くなる場合があります。

### 市民の皆様へ

※不審な集金行為にご注意ください。

宜野湾市上下水道局では集金制度が廃止になっていますので、直接水道料金を集金に行くことはありません。不



暮らし

審な人物から身に覚えのない水道料金の請求がありましたら、すぐその場では支払わずに業務サービス課へお問い合わせください。もし支払い後に被害にあったことに気付いた場合、**市民生活課消費生活相談窓口☎893-4411(代表)**へ相談してください。

※水道メーターの取替更新のご案内

水道メーターは、法律により、有効期限が8年と定められています。宜野湾市上下水道局では、有効期限前に新しいメーターへの取替を行っています。取替作業は上下水道局が委託した水道業者が行いますので、取替作業の際にはご協力をお願い致します。

なお、この水道メーター取替作業で代金をいただく事はありません。

## 家庭の水道工事(給水装置の新設・改造等)をするには

**問 上下水道局業務サービス課給水設備係 ☎892-2119**

建物の新築や改造、撤去、又は貯水槽(受水槽)を設置、廃止(撤去)する場合は、給水装置工事の申込みが必要です。給水装置工事は、宜野湾市上下水道局の指定した給水装置工事事業者しかできません。指定工事事業者の中から業者を選び、工事の相談をお願いします。なお、業者によって見積額が異なるため、数社から見積りを提出してもらうことをお勧めしております。指定工事事業者については、業務サービス課給水設備係(☎892-2119)へお問い合わせください。

## 水が出ないときは

### ■ 自分の家だけ出ないとき

**問 上下水道局水道施設課 ☎892-2118**

メーターの隣のバルブが開いているか確認してみましょう。バルブは反時計回りに回すと開きます。また、タンクを使用している建物では、タンク内のボールタップ(浮き)が満水位で膠着(こうちゃく)し、水位が下がっても水が補給されずタンクが空になり、水が出ない場合があります。そのときは、ボールタップを上下に動かしてください。以上を調べても水が出ない場合は水道施設課(☎892-2118)へお電話ください。



暮らし

### ■ 近所一帯が出ないとき

**問 上下水道局水道施設課 ☎892-2118**

水道工事や突発事故で断水していることが考えられます。水道施設課(☎892-2118)へお電話ください。水道工事で断水する場合は前もって施工業者がお知らせしています。

また、アパート、マンション等共同住宅ではポンプの故障が考えられます。まず建物の管理者や所有者に連絡してください。

## 水がにごったときは

### ■ 赤い水が出る

**問 上下水道局水道施設課 ☎892-2118**

水道工事や断水したときに水道管が古くなっている場合、水道管を流れている水の速さや方向が変わり赤い水が出る場合があります。しばらく放水するとききれいになります。それでも赤い水が出る場合は水道施設課(☎892-2118)へお電話ください。

### ■ 白い水が出る

水の中に空気の小さな粒が入ったために水が白く見える場合があります。コップに水を取りしばらくすると水が澄んできますので気泡だと分かります。異常ではありませんので安心してお使いください。

## 屋内漏水の早期発見のため月に一度はメーターを見ましょう

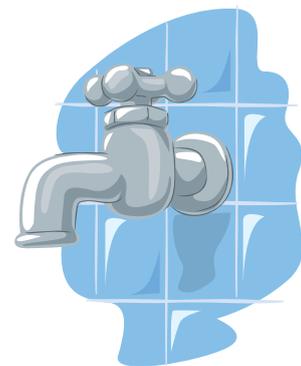
**問 上下水道局水道施設課 ☎892-2118**

タンクのあるご家庭では、蛇口を閉めてもタンクへ給水する場合がありますので、朝一番の水を使う前にメーターを見てください。パイロットと呼ばれる水車が回っていたら漏水の可能性があります。早めに宜野湾市上下水道局指定工事事業者か水道施設課(☎892-2118)へご相談ください。

## そのほかのお問い合わせはこちらです。

**問 上下水道局総務企画課 ☎892-3351**

ホームページ(URL) <http://www.city.ginowan.okinawa.jp>



## 下水道

### 下水道の役割

#### ①生活環境の改善

下水道へ接続することにより、トイレは全て水洗化され、同時に街中の水路がきれいになり、清潔で快適な生活環境を確保することができます。

#### ②浸水から街を守る

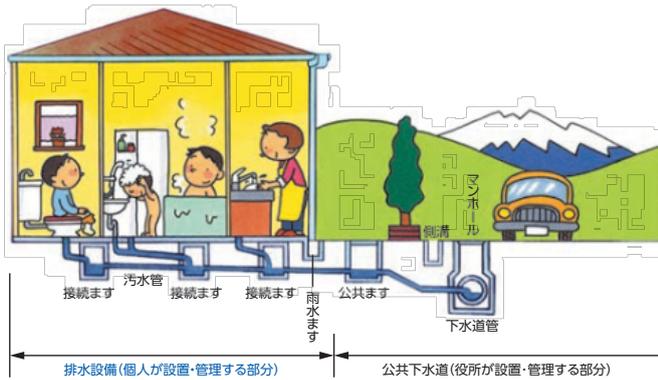
雨水を雨水用下水道管へ流入させ、すみやかに排除させることにより、浸水から街を守ります。

#### ③水質を保全する

家庭や工場から排出された汚水を浄化センター(処理場)で十分に浄化して放流することにより、河川や海などの公共用水域の水質の保全が図られます。

### 下水道への接続をお願いします。

下水道は、市が設置・管理する公共下水道と、個人が設置・管理する排水設備があります。下水道は排水設備を公共下水道へ接続して初めて役割の発揮できる施設です。豊かな自然環境を後世へ引き継ぐためにも、下水道へ接続をお願いします。



### 排水設備工事の申し込みから完成まで

**問** 上下水道局業務サービス課排水設備係 ☎892-5733

#### ■ 工事店を決める

排水設備の工事は、上下水道局へ登録をしている指定工事店でしかできません。

指定工事店の中から選択し工事の相談をお願いします。指定工事店の一覧は、市のホームページ又は上下水道局にて確認することができます。

なお、指定工事店によって見積額に変動があるため数社から見積書を提出してもらうことをおすすめしています。

#### ■ 契約の締結

見積書をもったら内容を検討し、指定工事店より十分説明を受けた上で契約の締結を行ってください。また、工事負担金について融資あっせん制度を設けています。(融資あっせん制度については業務サービス課排水設備係(☎892-5733)へお問い合わせください。)

#### ■ 工事の申し込み

契約締結後、着工5日前までに上下水道局へ「排水設備計画確認申請書」を提出する必要があります。申請書が提出されると、上下水道局で審査を実施します。下水道本管へ影響のある工事はしていないか、雨水管を汚水管へ接続していないか等申請書の内容や現場調査を実施しています。

#### ■ 工事が終了したら

工事が終了したら、完了届等の必要書類を提出します。上下水道局より検査済証が発行されましたら完了となります。

※上下水道局へ提出する排水設備計画確認申請書や完了届等の必要書類については、指定工事店で代理申請しますので書類の内容確認をお願いします。

### 家庭用・上下水道料金早見表(2カ月調定・消費税込み)

※令和2年6月調定分より

**問** 上下水道局業務サービス課業務管理係 ☎892-3352

立方米	上水道	下水道	金額	立方米	上水道	下水道	金額
0~16	2,080	1,100	3,180	45	7,870	3,800	11,670
17	2,280	1,190	3,470	46	8,080	3,900	11,980
18	2,480	1,280	3,760	47	8,290	3,990	12,280
19	2,680	1,370	4,050	48	8,500	4,080	12,580
20	2,880	1,460	4,340	49	8,710	4,170	12,880
21	3,070	1,560	4,630	50	8,920	4,260	13,180
22	3,260	1,660	4,920	51	9,130	4,360	13,490
23	3,460	1,750	5,210	52	9,340	4,460	13,800
24	3,660	1,840	5,500	53	9,550	4,550	14,100
25	3,860	1,930	5,790	54	9,760	4,640	14,400
26	4,060	2,020	6,080	55	9,970	4,740	14,710
27	4,260	2,120	6,380	56	10,180	4,840	15,020
28	4,460	2,220	6,680	57	10,390	4,930	15,320
29	4,660	2,310	6,970	58	10,600	5,020	15,620
30	4,860	2,400	7,260	59	10,810	5,110	15,920
31	5,050	2,490	7,540	60	11,020	5,200	16,220
32	5,240	2,580	7,820	61	11,240	5,310	16,550
33	5,440	2,680	8,120	62	11,460	5,420	16,880
34	5,640	2,780	8,420	63	11,680	5,520	17,200
35	5,840	2,870	8,710	64	11,900	5,620	17,520
36	6,040	2,960	9,000	65	12,120	5,730	17,850
37	6,240	3,050	9,290	66	12,340	5,840	18,180
38	6,440	3,140	9,580	67	12,560	5,940	18,500
39	6,640	3,240	9,880	68	12,780	6,040	18,820
40	6,840	3,340	10,180	69	13,000	6,140	19,140
41	7,050	3,430	10,480	70	13,220	6,240	19,460
42	7,260	3,520	10,780	71	13,440	6,350	19,790
43	7,460	3,610	11,070	72	13,660	6,460	20,120
44	7,660	3,700	11,360	73	13,880	6,560	20,440

※詳細については上下水道局ホームページをご確認いただくか、上記連絡先までお問合せ下さい。



暮らし

## ペット

### 犬、猫を飼うとき

問 環境対策課 ☎893-4411 (内線451・456・457)

犬の飼い主は社会のルールを守って飼いましょう！

#### ■ 飼い犬の登録と狂犬病予防集合注射

生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法により、市への登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

そこで、市では毎月5月～6月に市内各地で狂犬病予防集合注射を実施しております。

飼い犬の登録済みの飼い主へは予防注射通知を送るほか、市報やホームページでお知らせいたします。

なお、未登録であっても集合注射会場にて飼い犬の登録及び狂犬病予防注射を行うことができます。

鑑札・済票▶



#### ■ 飼い犬が亡くなったとき

飼い犬が亡くなった場合、飼い犬の登録台帳から抹消するために手続が必要です。

- ・環境対策課に飼い犬の死亡届を提出してください。
- ・飼い犬、飼い猫などの死体の処理は、飼い主の責任です。

- ①自宅の敷地内に埋葬
- ②民間業者(ペット葬祭社等)へ依頼  
⇒ネット検索や電話帳などでお調べください。
- ③自分で処理施設(廃棄物処理場)へ搬入  
⇒環境対策課窓口にて「搬入許可証」の交付を受け、下記の処理施設へ搬入してください。

- ・倉浜衛生施設組合  
〒904-2141 沖縄市宇池原3394番地  
☎937-9942 FAX939-5676

※倉浜衛生施設組合の場所などの情報は倉浜衛生施設組合のサイトをご確認ください。

#### ■ 猫の飼い方

飼い猫は、登録制度はありませんが、他のねこの区別をする為に、首輪をつけ、必ず飼い主の名前、連絡先を記入しましょう。

また、猫を外で飼うと他人の庭での排泄行為などにより近隣へ迷惑をかけるばかりでなく、交通事故や感染症など猫への危険もあります。なるべく室内で飼い、子猫を望まない、生まれてくる子猫すべてに飼い主を見つけることができないのであれば、避妊・去勢手術をしましょう。

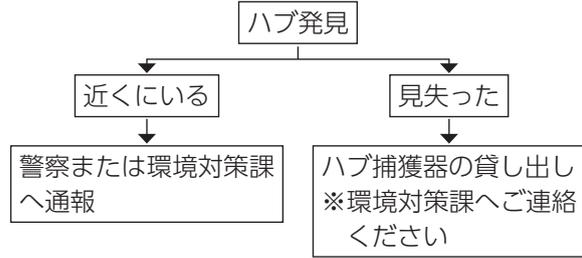
### ハブ・ハチについて

問 環境対策課 ☎893-4411 (内線451・456・457)

#### ■ ハブについて

5月から6月、9月から11月はハブが活発に活動する時期で咬症事故が多く発生します。ハブ対策の知識を深め、ハブによる被害を防止しましょう。

#### ○ハブを見つけたら



#### ○ハブに咬まれた場合の対処

- ①あわてずに、咬まれたのがハブかどうか確かめます。
    - ・ハブは、黄色地に黒のかすり模様をしており、頭が三角の形をしています。また、数分で腫れと痛みをもたらします。
  - ②大声で近くの人に助けを求め、すぐに病院(下記参照)を受診しましょう。
    - ・走ると毒の回りが早くなるので、車で病院に運んでもらうか、ゆっくり歩いて行くようにしましょう
- ハートライフ病院  
中頭郡中城村字伊集208 ☎895-3255

#### ○ハチに刺された場合

- ①刺された傷口を流水でよく洗い流す。
  - ②ハチの針が残っている場合は抜く。
  - ③抗ヒスタミン軟膏などを塗り、冷やす。
- ※息苦しさや冷や汗、吐き気、めまいなどのショック症状が現れた場合は、一刻も早く病院で診察を受けてください。
- ※アレルギー体質やハチに刺されたことがある人は要注意！  
ショック症状が現れたらすぐ病院へ！

### お墓の設置について

問 環境対策課 ☎893-4411 (内線451・456・457)

#### ■ お墓をつくる際は、墓地の経営許可申請が必要です。

宜野湾市内において墓地を設置(経営)する方は、宜野湾市長の許可を受ける必要があります。許可申請には2～3カ月の期間を要するため、墓地の設置を検討している方は、まずご相談ください。

無許可で墓地を設置した場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「市墓地等の経営の許可等に関する条例」により罰せられることがあります。

墓地の設置(経営)について▶



## 住宅

### 建物(家)を建てるとき

問 建築課 ☎893-4411 (内線509・510・511)

建物を建てるときは、安全性や周囲の環境などに配慮して、建築物の敷地や構造、設備、用途などに関する最低基準を定めた建築基準法に則らなければなりません。家を建てるために土地を購入したり、家を建てるときは、事前に次のことをご確認ください。

## 敷地と道路

建物を建てる場合は、敷地が建築基準法上の道路に2m以上(建物規模によって4m又は6m以上必要な場合があります。)接していなければなりません。建築基準法上の道路かどうかについては建築課窓口にて確認することができます。

## 新築や増築をする場合

建築物の新築、増改築等を行う場合は、工事着手前に市の建築課(建築主事)又は指定確認検査機関に建築確認申請書を提出して、建築確認を受けなければなりません。これは、計画建築物が建築関係法令の基準に適合しているかどうかの審査です。適法と確認されると「確認済証」が交付されます。

また、工事完了後に完了検査申請書を提出し検査を受ける必要があります。検査に合格すると「検査済証」が交付されます。検査済証の交付を受けるまでは原則、建築物を使用することができません。

高さが2mを超える擁壁、4mを超える広告塔などの工作物やエレベーター等の建築設備についても同様の申請が必要な場合があります。(注)上記以外にも手続きが必要な場合がありますのでご注意ください。

## 建築行為の届出

**問 都市計画課 ☎893-4161**

大規模な建築物や開発行為などは、その大きさから周辺環境に大きな影響を与えます。そのため、以下の行為を行うときは、敷地の緑化に努めるなど周辺景観に配慮していただき、宜野湾市景観条例に基づく届出が必要です。

### 届出が必要な行為(主なもの)※詳細はHP掲載

- 建築物:延べ面積500㎡を超えるもの又は高さが13mを超える建築、外観の変更等
- その他:一定規模を超える工作物の建設等、開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積

## 住居表示

**問 市民課 ☎893-4411(内線108、109)**

住居表示実施区域内で、建物を新築(建替えを含む)した場合は、「住居新築届」の提出が必要です。届出の後、現地調査の上、住居番号(住所)を決定します。この届出がないと、建物に住所が設定されず、入居者の住民登録ができません。詳しくは市民課までお問い合わせください。

### ○住居表示の証明書

種類	内容	手数料
住居表示変更証明書	住居表示実施に伴う住所変更の証明で、住居表示実施日に住民登録されていた方が対象となります。	無料
町名地番変更証明書	住居表示などにより町名地番に変更があったことを証明するものです。	無料

## 土地取引の届出制度について

**問 企画政策課 ☎893-4411(内線416)**

### ■ 事前届出(公有地拡大推進に関する法律による届出)

次のような土地を売買や交換等により有償で譲渡する場合、契約を結ぶ前に届け出る必要があります。

- 市街化区域…5,000平方メートル以上の土地
- 都市計画区域…10,000平方メートル以上の土地

### ■ 事後届出(国土利用計画法に関する法律)

次の一定面積以上の土地の売買などの取引及び取引の予約をした場合、契約後2週間以内に土地の所在する市町村長に届け出る必要があります。

- 市街化区域…2,000平方メートル以上の土地
- 都市計画区域…5,000平方メートル以上の土地
- 都市計画区域以外…10,000平方メートル以上の土地

## 建築中に不発弾を発見したときは

**問 宜野湾警察署 ☎898-0110**

建築工事等の作業中に不発弾を発見したときは、動かさずに至急連絡してください。

## 道路

### 道路の占用を行うとき

**問 土木課 ☎893-4411(内線524~525)**

道路上に一定の施設を設置し継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。具体的には、道路上に電柱を設置することや、地下に電気・電話・ガス・上下水道などの管路を埋設すること、足場を設置することなどがあります。このように公共の財産である道路を継続して使用し道路を占用する場合には、道路法32条の規定により道路を管理している「道路管理者」の許可が必要です。

### 道路を損傷汚損したときは

**問 土木課 ☎893-4411(内線524~525)**

道路の付属物(ガードレール、街路灯、街路樹等)を損傷汚損した場合には、土木課までご連絡ください。

## 市営住宅

### 市営住宅へ入居したいときは

**問 建築課 ☎893-4411(内線514・515)**

市営住宅は、住宅に困っている所得の低い人が低廉な家賃で入居できる住宅です。

### ■ 市営住宅公募方法

空き家待ち…毎年6月頃に公募します。

### ■ 入居申し込み資格

申込資格については、事案によって異なりますので詳細については建築課までお問い合わせ下さい。



暮らし